



Title	現代日本のSM クラブにおける「暴力的」な実践：女王様とマゾヒストの完全奴隸プレイをめぐって
Author(s)	河原, 梓水
Citation	臨床哲学ニュースレター. 2021, 3, p. 148-171
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/79260
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

特集5 第2回 臨床哲学フォーラム（規範の外の生と知恵）

テーマ：BDSM をめぐる生の営み——ケアとは何か？

**現代日本のSMクラブにおける「暴力的」な実践
—女王様とマゾヒストの完全奴隸プレイをめぐって—**

河原 梓水

はじめに

本稿は、現代日本における商業SMの形態、具体的にはSMクラブにおける女王様とマゾヒスト男性間の完全奴隸プレイを分析することを通じて、米国を中心に定着しているSSCというBDSMの規範を再考しようとするものである。

サディズム/マゾヒズム、そしてSM/BDSMについては、日本では1970年代末～80年代にかけて米国で争われたSM論争¹が知られているのみで、国内における議論は極めて少ない。日本では、米国とは大きく異なる形でサディズム/マゾヒズムの脱病理化・大衆化が進展した歴史的経緯があるが、そのこと自体も知られていないし、そもそも米国のBDSMシーンがいかなる経緯を経て現在の形に至ったのかという基本的な流れも日本語では紹介されていない。前提となる事実認識が共有されているとはいがたいため、本稿では、まず日米における状況の相違を述べた上で、なぜ本稿がSSCを問題にするのかを述べ、その後、完全奴隸プレイの分析に入りたい。前半部は長大な前置きということになるが、ご了承願いたい。

なお、本稿では、サディズム、マゾヒズム、サドマゾヒズム、キンク、SM、BDSMなどの語を用いるが、使用にあたっては用語の統一をはからず、愛好者の自称や言い回しを原則そのまま採用している。なぜなら後述するように、用語は使用者のアイデンティティや主張、その時点での社会状況の反映である場合があり、用語を統一することによりこれらの文脈が捨象されることを避けたいからである。なお、日本においては、現代の米国におけるBDSMあるいはキンクの意味でSMが用いられており、欧米における用法と異なることに留意されたい²。

1. 日米におけるサディズム・マゾヒズムの病理化と脱病理化

(1)米国における愛好者コミュニティと病理化への抵抗

病理概念としてのサディズム・マゾヒズム

サディズムとマゾヒズムは、精神医学分野における病理概念として19世紀末頃に誕生したものである。ドイツ・オーストリアの精神医学学者・リヒャルト・フォン・クラフト=エビ

ングが、その著作『性的精神病質分野における新研究：医学的・心理学的考察（Neue Forschungen auf dem Gebiet der Psychopathia Sexualis: eine medizinisch-psychologische Studie）』（1890年）においてはじめて使用し³、その後、著名な『性的精神病質（Psychopathia Sexualis）』第7版（1892年）に収録され、「性的倒錯」の一種として広く知られるようになった（Hauser 1992）⁴。本書の翻訳・紹介は、米国では1892年または1893年（斎藤 1999）、日本では1891年のことである⁵。以後、サディズム/マゾヒズムは、精神疾患もしくはその症状として、広く世界に広まることとなる。

精神疾患としての当時のサディズムは、人間又は動物に、苦痛もしくは損傷を与えて快楽を得る精神疾患とされ、マゾヒズムはその正反対であるとされた。主に快楽・獵奇殺人犯や連続殺人犯、悪質な暴行犯・性犯罪犯などが該当者として想定されていたが、『性的精神病質』は版を重ねるごとに、「表象的サディズム」、「架空的サディズム」、「空想的マゾヒズム」といった、無差別の加害行為とは異なる、同意の上でのサディズム/マゾヒズムを掲載するようになる⁶。本書の定義としては、快楽殺人犯も、合意の上でSMプレイを行なう恋人同士も、等しくサディスト/マゾヒストということになる。このような精神医学のサディズム/マゾヒズムに対する態度は、第二次大戦後、世界保険機関（WHO）が策定した国際疾病分類（ICD）、米国精神医学会（APA）が策定した「精神障害の診断と統計マニュアル」（DSM）に引き継がれた。ここまでは、日米に共通する背景であるが、脱病理化の動きにおいては、両国は異なる経緯をたどる。

DSMは、1951年に発行された第1版、1968年に発行された第2版までは、精神科医からの批判も多く、米国にも世界にもそれほど支配的な影響力を持っていなかったとされている（カチンス 2002）。ただし第1版には、社会病質人格障害の症状として性的逸脱（sexual deviation）が記載され、その中に性的サディズムが記載された⁷。第2版から新たに性的マゾヒズムが加わった。これらの影響がなかったとはいえないだろう。以降、1980年に出版された第3版で、現在も用いられ続けているパラフィリア/性的倒錯（paraphilia）という用語が登場し、具体的な診断基準が加えられた。基準は3項目からなり、どれか1つを満たせば精神障害と診断された。3つのうち2つは、同意の上でのSM行為について述べており、これ以降、SMを実践した者の多くをそれだけで精神障害と診断することが可能になった。これにより愛好者たちは強固にスティグマ化され、法的にも不利益をこうむってきた。2013年出版の第5版（DSM-5）において、サドマゾヒスティックな空想にふけったり、合意の上でプレイを実践したりするのみでは、ただちに精神疾患とは見なせないと結論付けられ、状況は大きく改善したとされるが、依然としてDSM内にサディズムとマゾヒズムの名は残されている。

米国では、このような病理化に抵抗するため、そしてそのような中にあって、愛好者たちが安心して交流できる場所を形成するため、1970年代、当事者組織が次々と発足される。これに対して日本では、1950年代前半に形成された雑誌を中心とするコミュニティにおいて、愛好者から脱病理化理論が提起され、それが大衆化される形で、1970年代には事実上

の脱病理化を達成してしまう。以下、両者の相違点に留意しながら述べてゆきたい。

組織の形成

米国における 1950~60 年代の愛好者たちのあり方は、近年、シュテファン・シュタインによってまとめた記述がなされ、日本と同様に専門雑誌の刊行、小規模なネットワークの形成などがみられるが (Stein 2021)、未だ不明な点も多いこと、本稿で論じたい SSC と直接的に関連するとは思われないことから省略し、1970 年代以降の SM 愛好者組織の形成時期からはじめるこことしたい⁸。

SM 愛好者の公的な組織は、1971 年、ニューヨークで設立された「オイレンシュピーゲル協会」(TES: The Eulenspiegel Society)⁹と、1974 年、サンフランシスコで設立された「ヤヌス協会」(SOJ: Society of Janus)¹⁰が最古であると、先行研究の見解は一致している¹¹。両団体は男女双方のためのものだが、1978 年には、パット・カリフィア、ゲイル・ルービンが所属していたことで知られるレズビアン SM 支援団体「サモワ」(SAMOIS) がサンフランシスコで、1980 年には、「ゲイ SM アクティヴィスト」(GMSMA: Gay Male SM Activists) がニューヨークで発足¹²、1981 年には、サモワにインスピライアされた女性 SM 愛好者のための支援団体「レズビアンセックスマフィア」(LSM: the Lesbian Sex Mafia) が同じくニューヨークで発足する。以後、National Leather Association(NLA)、Black Rose (BR) などの多数の非営利組織が米国・カナダに誕生、1997 年には、TES、SOJ、GMSMA、NLA、BR らの連合によって、「性の自由連合」(NCSF=National Coalition of Sexual Freedom) が発足する。このような愛好者組織を中心として、米国の SM/BDSM 文化は展開していった。

愛好者組織の成長の背景には、米国における愛好者への強い差別がある。NCSF が 2008 年に愛好者に実施したオンライン調査では、3058 人の回答者のうち 37.5% が BDSM に関わっていることを理由とした差別や嫌がらせ、暴力を経験していると回答している (NCSF 2008)。その内容として挙げられているものは多岐にわたるが、例えば、昇進の妨害や降格、プロジェクトからの締め出しなどの仕事上の不利益、借りていたアパートから追い出された、BDSM プレイによる負傷の治療を医師が拒否した、BDSM に関与していることを以て、歯科医が歯の治療を拒否し、さらに、看護師から抗菌スプレーを浴びせられた、参加している教会のグループから破門された、といったものがある。BDSM イベントの開催や BDSM クラブの営業にも、嫌がらせがあることが報告されている。かかる結果には、人種差別、同性愛差別、トランス差別などの要素が絡み合って影響を与えており、米国における BDSM 愛好者への差別が 2008 年段階でも激しいものであったことは疑いの余地がない。

さらに 2013 年まで、BDSM コミュニティの間で大きな問題となっていたのは、BDSM への関与を理由とした親権の喪失である。NCSF の差別事案対応部門でディレクターを務めるスザン・ライトによれば、DSM-5 刊行以前、もし親が BDSM 関連の教育グループや

支援団体のメーリングリストに名を連ねているなど、BDSM 関連の活動に参加していた証拠がある場合、家庭裁判所はこれを正当な理由として、その人物の親権をはぐ奪したり制限したりすることができた (Wright 2014)。1997 年から 2010 年までに NCSF の相談窓口に持ち込まれた、子の親権に関する訴訟 100 件のうち、80 件が敗訴し親権を失ったという¹³。

このように、病理化が米国の SM/BDSM 愛好者にもたらす社会的不利益は甚だしかった。そのため彼らは、同性愛者の人権獲得運動と時に連帶しながら、DSM の改訂を通じた脱病理化への働きかけを行なうとともに¹⁴、コミュニティでディスカッションや教育プログラムを実施し、SM の実践方法を、事故や争いのないものに「洗練」させ、SM 愛好者には理性があり、同意の上でエロティックな遊戯を楽しんでいるだけであり、獵奇殺人犯やレイプ犯とは異なるのだということを対外的にアピールしていく。その中で生み出されたのが SSC である。

組織の戦略

SM の脱病理化に大きな貢献を果たしたのが、SSC というスローガンである。SSC は、「安全で、正気で、同意のある」(Safe, Sane, and Consensual) SM を意味し、1983 年 8 月、当時 GMSMA の委員会メンバーであったディヴィッド・シュタインが中心となって発案され、以後 GMSMA のパンフレットや、入会申込書、ニュースレター等に記載され続けたことで広がっていった (stein¹⁵ 2000)。SSC は、成人同士が同意のもと、安全に配慮して行なう SM プレイと、他者を一方的に痛めつけるレイプや殺人とは異なるということを、社会にアピールする際に非常に役立った。現在米国を拠点とする BDSM 関連団体の非常に多くが、このスローガンをウェブサイトに掲げているし、彼らが提供する教育プログラムやワークショップも SSC が取り入れられている。

SSC が示す安全、正気、同意のうち、最も重視されたのは同意である。同意があるということを、愛好者は強く社会に主張してきた。その際に大きな役割を果たしたのが、新しい用語の使用である。

サディストとマゾヒストは、未だ病理的なイメージを強く持つ言葉として欧米では認識されている。単にサディストと言えば、同意の上で、他者に苦痛を与えることを好む人を指すと同時に、獵奇殺人犯などもその範囲に含まれる。そのため、欧米の BDSM 愛好者は、サディストよりもトップやドム、マゾヒストよりもボトムやサブを自称する傾向がある¹⁶。さらに、サディストやマゾヒストは、本人の欲望に焦点を当てた呼称であるが、トップとボトム、ドムとサブは、関係性や役割に焦点をあてた呼称である。あくまでもイメージではあるが、前者は快楽殺人犯のように、受け手の充足がなくとも自身のみが満足を得られるが、後者は二者関係、トップはボトムを、ボトムはトップを、お互いに必要としているという相互的な関係を含意する。SM を二者関係であらわし、相互の必要性と合意を暗黙に前提とすることは、SM と、単なる暴力の区別を一般社会にアピールするのに役立つ。

同じような含意は、サドマゾヒズムや SM という言葉にもある。サディズム&マゾヒズムではなく、これを 1 つにしてサドマゾヒズムと言う時、S&M ではなく、SM と表記する時、この 1 つにまとまった単語は、サディストとマゾヒストが互いに互いを必要としているというニュアンスを含み、同時に双方の合意が含意されるという（Weiss 2011: Kindle:No.58-59）¹⁷。

このような背景がある米国では、SM の実践は、サディストとマゾヒスト、トップとボトムのように、性的嗜好の合致する相手と行うことが自明視されていた。カップリングは、同意を支えるものとみなされていたからである。後述するが、この点は日本と大きく異なる。

(2)日本におけるサディズムの脱病理化

愛好者コミュニティ

米国では、DSM による病理化に抵抗するため、1970 年代から支援組織の活動が活発化することを述べてきた。これに対して日本では、今に至るまで米国のような当事者組織の活動は起こっていない¹⁸。しかし愛好者コミュニティの形成は、1950 年代前半から確認できる。それは『奇譚クラブ』という雑誌を介してである。

『奇譚クラブ』は、1947 年 11 月に創刊された性風俗雑誌である。創刊当初は B5 版でページ数も少なく、典型的なカストリ雑誌の体裁を取っていたが、サンフランシスコ講和条約発効後の 1952 年 5 月・6 月合併号からリニューアルして小型本化、同時に、当時の呼称でいえば「変態性欲」＝サディズム、マゾヒズム、同性愛、フェティシズムなど、異性愛規範から逸脱するさまざまなセクシュアリティをテーマとするようになる。全国誌であり、発行部数は少なくとも 1 万部以上と推測される。第一の最盛期である 1950 年代前半の場合、誌上では 10 万部との表現もみられる¹⁹。これは、同時期に存在した男性同性愛専門の会員雑誌『アドニス』の会員数が 200 名程度であったこと（前川 2017: 92）、1947 年に創刊され、英語圏で広く販売された伝説的なフェティッシュマガジン『ビザール』の販売部数が 15,000 部であったとされていることを考えると、かなり多い²⁰。コアな愛好者だけでなく、知識人層を含む広範な読者を得た雑誌といえる。

『奇譚クラブ』は読者投稿誌であり、特に、変態性欲を持つ当事者からの投稿を掲載する雑誌であった。同時期に多数出版されていた性風俗雑誌の多くは、変態性欲を扱う際、大学教授や医師など、社会的地位の高い人物が執筆した「解説」原稿を掲載していた。その際、変態性欲者は精神病者、潜在犯罪者であるとみなされ、性科学や精神分析といった学問の名を借りて、その予防・治療法、遺伝の可能性、異常性の判定基準を説くなど、彼らを客体化し実験動物のように描写する差別的な言説が多く存在した。当事者の投稿が掲載されたこともあったが、多くは専門家が分析するための素材として扱われていた。

このような趨勢の中にあって、『奇譚クラブ』は 1952 年 9 月ごろより誌面をほぼ無名の匿名投稿者の投稿原稿で構成し²¹、初期には存在した「解説」も次第に姿を消していった。

また、読者通信欄を設けて読者同士の交流をたすけ、手紙の回送なども行っていた。このような雑誌は当時『奇譚クラブ』しかなかったという（濡木 2004）²²。

『奇譚クラブ』での交流をベースとして、1950 年代半ばごろから、各地で愛好者の小規模なサークルが誕生していたようである²³。これらのサークルの目的は、脱病理化のための運動やコミュニティの教育ではなく、同好の仲間との交流、そしてあわよくばプレイ相手を見つけることであった²⁴。サークルの中で実在が確実に確認できるものは、マゾヒスト男性・森下高茂が主宰した「あけぼの会」である²⁵。本会は東京近郊において、海外の縛り映画、鞭打ち映画などの上映会、会員同士のプレイのあっせんを行なっていたとされ、1954 年には実在が確認できる²⁶。また、大阪阿倍野区で、1950 年代後半から営業を開始していたとされる「観光スタンドバー・唄子の店」は、女装・SM 愛好者と男性同性愛者を客とするバーで、いつのころからか不明だが 2 階にプレイスペースを備えていた。

1960 年代になると、SM 雑誌に SM サークルの広告が数多く掲載されるようになり、美芸会などの比較的大規模な SM サークルも誕生する。美芸会は、全国の会員にプレイ相手をあっせんするサークルであったが、1970 年代に SM クラブが激増し、SM プレイを実行するハードルが低下していく中で衰退してゆく。以後、日本の SM シーンは商業 SM が中心となり、欧米のようなプライベートの大規模コミュニティや SNS は成立していない。現在のプライベートなコミュニティは、SM クラブや SM バーで働くプロのサディスト女性（女王様）や、緊縛師、調教師などを自称する男性を中心とした、小規模のグループがあるのみである（坂井 2008）。

日本におけるサディズム・マゾヒズムの脱病理化

『奇譚クラブ』では、1953 年 3 月号に掲載された吾妻新「サディズムの精髄」をきっかけとして、「サディズムの近代化」に関する議論が起こる。これは、サディズムに新旧の区分を設け、単純な暴力・虐待である「サド的」なサディズムを古いものとし、新たに、完全な男女平等関係と信頼関係を前提とし、寝室に限定される、すなわち日常生活に影響を及ぼさない加虐・被虐関係を「近代化されたサディズム」として提唱するものであった。米国と同様、殺人や虐待と SM の実践を切り分けようとする点で、脱病理化論と言い得よう（河原 2015）。吾妻新は、戦後女性解放論やジェンダー的視点に立脚した服装史論を展開した在野の研究者・村上信彦の変名であり、誌上ではフェミニストなサディストを自称し、女性解放論の文脈からサディズムの近代化を唱えた（河原 2016）。

当時のサディズムは、戦争やナチズムとの関連でとらえられ、残酷な被害を引き起こす野蛮で前近代的な本能とみなされていた。吾妻の主張したサディズムの近代化は、戦争の原因の 1 つであるとみなされた封建的価値観を克服し、近代的自律性を確立することを説いた戦後日本の民主化・近代化論と親和的であったため、絶大な影響力を誌上に及ぼした。以後、『奇譚クラブ』には愛し合うカップル同士の遊戯としてサディズム・マゾヒズムの実践を語

る言説が頻出するようになり、定着していく²⁷。

吾妻の「サディズムの近代化」論は、トップやドムなどの新しい自称を病理概念に対抗させた米国と異なり、サディズムという概念そのものを脱病理化するものであった。そのため、以後「眞のサディズムは暴力的ではない」、「眞のサディストは女性に優しい」、「眞のSMは愛情行為」など、サディズムと暴力の結びつきを誤った理解として早期に否定する方向に向かった²⁸。サディズムという語の成立を踏まえればこれは明らかな誤りであるが、『奇譚クラブ』の読者はこの説明に飛びついた。この流れには、『奇譚クラブ』が、陰惨で残酷な言説よりも、明るく、希望の持てる言説を積極的に掲載する編集方針をとっていたことの影響も大きい。ともあれ以後、このようなレトリックは誌上に定着し、購読者に多く含まれた知識人層にも広まっていく。

1960年代後半以降、『奇譚クラブ』で活躍していた緊縛師や作家が、テレビ番組に出演するようになり、1970年代にはSM雑誌が20誌以上創刊されるSMブームが起こる。1970年11月に創刊された『SMセレクト』(東京三世社)は1975年には10万部を突破した(仙田 2000: 225)。これらの雑誌には短命なものも多かったが、これほど多数の雑誌の購買層が従来の愛好者だけであったとは考え難く、SMの大衆化と評価してよいだろう。この大衆化によって、愛好者の間の「眞理」であった「眞のSMとは」言説は、緊縛師や作家という「専門家」によって語られることである種の真実性をもち、一般社会にも広まってゆく²⁹。

1970年代にみられる言説には、SMを獵奇殺人と比較するような姿勢は薄れ、「インテリの遊び」や「実は深い信頼関係と愛情がある」といった、肯定的かつ、SMを異性愛規範にのっとったヴァニラ・セックスと比較して上位に置くような語りも見られる³⁰。偏見がなくなったわけではもとよりないが、米国で初めてのSM愛好者組織が発足するかどうかという時期に、日本ではすっかりSMが大衆化し、病理化によるステigmaが軽減されたといえるだろう。

現代日本では、サディストとマゾヒストという自称がSM愛好者たちの間で平然と用いられる。時にはSMとは無関係の文脈で、単に攻撃的な性格、受動的な性格を指して用いられることすらある。これは、サディズムとマゾヒズムの語自体が早期に脱病理化されたためであると考えられる。「ドS」「ドM」といった言葉も気軽に用いられ、そこに精神疾患という含意が皆無である状況は、欧米圏では考えられないことである。もちろん、日本においてもSMは決して胸を張って公表できるような「趣味」ではないが、SMプレイを行なうことが「趣味」であり犯罪や精神疾患とただちに結びつかないこそが、日本社会の寛容度を示すものなのである。

日本では、米国のような当事者の権利運動は全く起こっていないが、その背景には、このような事実上の脱病理化状態が早期に達成されたことの影響が大きいだろう。日本では、SM愛好者は、SMクラブに通った事実を以て、精神障害者とされることも、子供の親権をはく奪されることもなく、権利運動を行なわなくとも比較的安全に社会に沈潜することができている³¹。彼らの多くは、おそらくDSMやICDにパラフィリアという項目があるこ

とすら知らないし、よしんば知っていたとしても、それは社会の偏見であり、誤った理解であるから、取るに足らないものだと考えている。

とはいっても、多くの人は、欧米の BDSM 文化を日本のそれと比較した際、より大規模で自由な印象を持つだろう。欧米のほうが日本よりも差別が激しいとは信じられないかもしれない。この点は、他の条件、例えば、法的な規制状況の相違を含めて検討されるべきである。

例えば、日本で SM プレイも可能なバーを経営したり、エロティックな SM プレイイベントを開催したりする際には、公然わいせつ罪が大きな障壁となる³²。公然わいせつ罪は、「公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」もので、不特定多数または多数の人が認識できる状態において、わいせつな行為をおこなった場合に罪となる。公然わいせつ罪の多くは男性が路上や車内等で下半身を露出するといった事例であるが、問題となるのは、これが非親告罪であり、被害の訴えが無くとも検挙可能であるという点である。現行法では、会員制のハプニングバー やスワッピングサークルのパーティーでの行為も、公然わいせつ罪を構成するとしてしばしば検挙の対象となる。米国の状況については現状調査不足ではあるが、筆者が 2 年間フィールドワークを行なったドイツベルリンでは、公然わいせつ罪は親告罪であり、ハプニングバー等における合意の上での露出や性行為が問題視されることはずはない。このような法規制による影響も踏まえた上で BDSM シーンの相違は理解されなければならない。

愛情の重視

吾妻新の「サディズムの近代化」論は、戦後という特殊な時期に提起されたため、ある特徴を持っていた。それは、サディズムとマゾヒズムを対として考えず、愛好者同士の実践をほとんど想定していない点、異性愛主義で、恋愛や結婚と強く結びついている点である。

吾妻のサディズム論は、基本的にサディストとマゾヒストのカップルではなく、片方のみがそうであるカップル、とりわけサディスト男性と「正常」女性を想定して立論されていた。なぜなら、性的嗜好の一一致する相手と出会うことは当時不可能に近かったこと、そして、仮に出会えたとしても、その人物を恋愛や結婚の相手に選ぶことが、必ずしも良しとはされなかつたからである。

戦後日本では、女性解放のかけ声のもと、対等な男女間における恋愛結婚が理想視される傾向があった。ありていにいえば、相手の人格をよく見極めた上で、お互いに尊敬できる相手と婚前交渉を経ないまま結婚することが近代的で理想的な男女のあり方だとしてしばしば称揚されていた。吾妻は、このような理想をそのまま称賛していたわけではなかったが、性生活における相性よりも、人格的相性を重視していたことは疑いがない。それは彼が、サディスティックな性的欲望を野蛮な本能の残滓と見、それを統御する理性として人格を位置づけ、両者を分離させることにより、サディストを擁護したことによる（河原 2016）。性的嗜好によって愛する相手を選ぶということは、野蛮で危険な本能にとらわれていること

を意味し、近代的な理性が本能に敗北することであると、吾妻には思われたのである³³。

これに加えて、吾妻はサディズムやマゾヒズムの内実が多種多様であることもよく知っていた。単にサディストとマゾヒストというだけでは、嗜好が噛み合うとは限らない。愛し合うようになった男女がたまたまサディストとマゾヒストであったという偶然すらめったに起こるはずがないのに、さらに性的嗜好までも一致するカップルを想定することは彼にとって非現実的であったし、ほかの愛好者においてもそれは同様であった³⁴。

そのため、「サディズムの近代化」論は、サディスティック/マゾヒスティックな嗜好を持たない相手に対して、いかに自身の欲望を「馴致」し「軽度」にするか、相手にどの程度歩み寄り、また歩み寄ってもらい許容してもらうか、という折衝についてしばしば論じた。その際に重視されたのは、同意よりも愛情と信頼である。サディスト側の相手への愛情と、サディズムを拮抗させることで、行使する暴力を最小限にとどめるという意味で、愛情をサディズムの安全弁とする論理が語られた（河原 2016）。米国の議論において、BDSM と愛情や結婚などが結びつけられることは、それほど一般的ではない。さらに、コミュニティがトップとボトムのカップリングを戦略的に自明視してきたがゆえに、研究においても、日本で重視された、片方のみが BDSM にコミットしているようなカップルへの視角に乏しい³⁵。厳しい同意の取り決めは、このようなカップルの実践を性暴力に近いものと位置づける可能性があるが、果たしてそれは妥当であろうか。

(3)問題の所在

SSC の規範化

以上、長々と日米におけるサディズム/マゾヒズムの脱病理化の歴史とその相違点について述べてきた。米国の経緯は、同性愛者の人権獲得運動と似た経緯をたどることもあってか、自然な歴史的経過として疑われていないようと思われる。しかし、日本の歴史を対照されれば、それがいかに時代や社会構造に制約されたあり方であるかがわかる。しかもそれは、サドマゾヒズムや SM・BDSM といった、現在自明視されている用語・観念にも及んでおり、現在の欧米 BDSM 文化、そして BDSM 研究の視角を相対化する必要性を浮上させる。

日本における歴史的経緯を踏まえて米国の状況を捉えなおせば、SSC の戦略性に目を向ける必要性に迫られる。SSC は、SM/BDSM の脱病理化と社会的受容の促進に非常に大きな影響力を持った。現在、世界的にみて、SM/BDSM を許容・擁護する言説のほとんどが、分別のある大人が、同意のもと、安全性に配慮しながら行うならば、SM/BDSM は問題ない、という、まさに SSC にのっとったものとなっている。

しかしながら、SSC の主張はあくまで戦略的な建前であり、コミュニティや商業 BDSM、恋人や夫婦間で行われる実際の行為とは隔たりがあるということを踏まえておく必要がある。ディヴィッド・シュタインは、1980 年代当時、彼らが SSC に込めた意図は、単に、SM と、獵奇殺人や性犯罪の間に線を引くことであり、SSC は、彼らが「獵奇殺人犯や配偶者

や子供を虐待するような人間ではないということを証明し続けるかわりに、私たちが勝てると考えた場所に議論の場を移すための意図的な試みだった」と述べている (stein 2000)。その上で彼は、当時、GMSMA の委員会メンバーはみな、SSC に当てはまらないグレーゾーンの SM、さらにはグレーを超えた完全に危険な SM の実践が存在していることを知っていた、と述べている。

私たちは知っていた。現実における広範の S/M——簡潔には、苦痛や拘束、屈辱を与えることとされたりすることで得られる性的興奮あるいは快楽、と定義されるもの——が、誰の目にも危険で、狂っていて、同意のない行為を多く内包するであろうことを。
(stein 2000)

彼らは、擁護することが困難なグレーゾーン以上の実践を、組織がサポートする SM の範囲から切り離すことで、勝つことのできる戦場を作り上げた。そのもくろみは成功を収めたといえるだろう。このような戦略は、当時の多くの組織が暗黙に共有していたはずである。

しかしながら、近年、このように建前に過ぎなかった SSC は、BDSM の定義として働きはじめ、SSC に当てはまらない実践を、BDSM ではなく暴力であるとして批判するために用いられることがある。さらに近年、BDSM の肯定的側面に着目する研究が欧米で増加しつつあるが、これらの研究にも、同意の厳密性や安全性への配慮などの SSC 的要素を他ならぬ BDSM の本質として、擁護・肯定の根拠に用いるようなものが散見される。このような研究姿勢は、シュタインたちが戦略上、仲間の範囲から一旦切り離したが、確実に存在しているグレーゾーン以上の BDSM 愛好者に対するスティグマを強化する可能性がある。建前にすぎない SSC を過大評価してはいないか、我々は慎重になるべきではないだろうか。

実際に、建前と実践の齟齬や矛盾は、いくつかの局面で既に現れている。例えば、事故が多く、安全な方法が確立されていないものの、比較的ポピュラーなプレイである窒息性愛 (Asphyxiophilia) に関する BDSM コミュニティの言説を検討したダウニングは、SSC を標榜するこれらの組織がこれを正当化することに失敗していることを指摘している (Downing 2007)。さらにダウニングは、米国で起きた実際の依頼殺人（自身への）に対する愛好者の反応を分析し、これを「BDSM ではない」として批判する愛好者組織があること、脱病理化運動の過程で同意の有効性を主張してきた彼らが、皮肉にも、自身の殺害に同意した女性の意志を安易に病的なものとして無効化していることを指摘する (Downing 2004)。

SSC を超えて

言うまでもなく、安全性に配慮し、同意を得ることは重要である。SSC 的な実践で十分に満足できる人々が大半であり、これらの人々や実践を否定することは本稿の目的ではな

い。安全で同意があるにこしたことはない。しかしながらその結果、誰かが不可視化され、より病的な存在としてステイグマ化されることがあってはならない³⁶。ダウニングが指摘するような事態は、擁護するにしろ批判するにしろ、同意の有効性や安全性の保障をつきつめようしたり検証したりするような論点の限界性を示すものである。

米国でも日本でも、「同意がない」、あるいは「同意が無効である」とある視点からみなされるような SM/BDSM は暴力であると多くの人が信じている。そして、それらは「SM/BDSM ではない」としばしば語られもする。しかしながらそもそも、暴力を求めるのこと、明確な同意の形成を経ずに危険な暴力を求めるることは、真に SM/BDSM、ひいては社会と敵対するものなのだろうか。

このような問題意識に基づき、本稿では、日本における商業 SM における、同意形成があいまいな実践に着眼する。日本では SSC はほとんど知られておらず、同意や安全性への配慮についての共有されたガイドラインがあるわけではない。もちろん実践者は多くが安全性や同意に配慮してプレイを行なっているが、それは後述するように、米国で主張されるような厳密な同意の取り方とは異なる。このように、シュタインらが脱病理化の達成において最も重視した同意が十分に議論も実施もされていないにも関わらず、日本では彼らは精神障害者とはみなされず、大半は平凡な日常生活を送っているわけであるが、このようなあり方から、SSC とは異なる視角から SM の実践を位置づけ、かつ擁護することが本稿の目的である³⁷。

既述のように、日本での主流は商業 SM であり、そのことが日本の同意形成文化の形にも大きな影響を与え、米国とは異なる独特の文化が成立している³⁸。そのため本稿では、商業 SM を扱い、なかでも SM クラブの実践に着目する。

次章では、日本の SM クラブにおいて、最も同意が形成されえない形態である、完全奴隸プレイに着目し、マゾヒストが完全奴隸プレイに何を求めているのか、そこで発生することはどのような事態なのかを分析する。なお、本分析は筆者が 2011 年以降断続的に行っていける、SM クラブ勤務の女性への聞き取り調査の結果と、筆者自身の、約 10 年間の SM クラブでの勤務経験に基づいて行なう。そのため多くを経験的な語りに基づいて立論していることをお断りしておく。

2. 日本の SM クラブにおける「真性」女王様の追求

(1) SM クラブにおける SM プレイ

システム

まず、日本の SM クラブのシステムを概観したい。SM クラブは、ファッショナーハルスやデリバリー・ハルスなどと同様の非本番系性風俗店³⁹であり、基本的な仕組みは共通している。「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(風営法)が分類するところの無店舗型性風俗特殊営業に該当し⁴⁰、客は電話やメールで予約をとり、女性とホテルでプレイす

る。女性客の割合もヘルスよりは多く、近年は女性向けSMクラブも増加しているが、基本的には男性が客として想定されている。

サディスト役の女性は一般的に女王様と呼ばれ、マゾヒスト役の女性はM嬢やM女性、M子などと呼ばれ統一的な呼称はない。料金は事前振込か、当日女性に前払いで支払う。プレイ時間はヘルスよりも長い設定であることが多く、60分以上を基本とし、5時間程度まではコースとして設定されている。これは、SMが多く道具を必要とし、準備や片付けに時間がかかることに加えて、緊縛や手の込んだロールプレイなど、時間のかかるプレイが多いあるからである。

料金は、地域によって若干異なるが、女王様とのプレイの場合、60分2万円、90分2万8千円、120分3万5千円前後である⁴¹。近年は、「Anal責めコース」、「聖水コース」などとプレイ内容を限定することでより短いコースを設定している店もある。「M性感」など、ヘルスでのサービスに近いソフトなSMプレイをうたう店はこれよりやや安価であることが多い⁴²。M嬢とのプレイの場合は、60分3万円前後である。女性の取り分(バック)は、女王様、M嬢ともに料金の4~6割である。

プレイ内容は、基本プレイとオプションプレイに分けられる。ここでいうプレイは、ここまで用いてきたプレイとは異なり、緊縛や浣腸などの、1回のコースで行われる個々の行為を指している。SMクラブでは、基本的にどのようなプレイでも、対応できる女性があり、道具がある場合は受け付けるが、一般的かつ人気のプレイについては名付けられ項目化されており、これを基本プレイと呼んでおく。女王様とのプレイの場合、基本プレイには、緊縛、鞭、低温ローソク、Anal責め、言葉責め、スパンキング、顔面騎乗、浣腸、標準的なセックсты (手枷・足枷・ピンクローター・Analバイブ・ペニスバンドなど)、聖水、手コキ、足コキが含まれていることが多い。客は時間の許す限り、すべてのプレイを試してもよいし、たった1つだけを選んでもかまわない。

プレイには、大まかな流れ・ストーリーがある場合とない場合がある。例えば、女王様に何かを朗読してもらうだけのプレイ、一般的な黄金プレイなどが後者に該当する。しかし多くのプレイには流れがあり、それは「お仕置き」と「ご褒美」という2つの要素から成り立つ。客であるマゾヒストが、女王様の与える苦痛や屈辱に耐える「お仕置き」と、耐えたことに対する褒賞として、望みをかなえてもらう「ご褒美」があることが一般的である。これも例外はあるが、一般的にお仕置きに該当するプレイは鞭打ちやローソクなどの身体的苦痛を伴うプレイ、ご褒美に該当するのは聖水、顔面騎乗である。単に頭をなでる、抱きしめるといったこともご褒美として行われる。マゾヒストだからといって、苦痛のみを与えられて喜ぶわけではない。多くのマゾヒストは、ご褒美がなければ不満を抱くはずである。

ヘルスと異なり、客は女性に触ることはできない。さらに女王様は着衣のままプレイし、オーラルセックスもしないが、店によってはこれらをオプションプレイとして、付加料金で用意している場合もある。黄金プレイはオプションプレイの代表的なものであるが、金額は1万円前後と高額である。他の性風俗と同じく、可能プレイの範囲は女性ごとに異なる。

ほとんどの SM クラブでは、客はプレイ内容についてあらかじめ要望を伝えることができる。やりたくないプレイは、「NG」として伝えておけば基本的には行われない⁴³。要望の伝え方は各店でさまざまであるが、店はたいていカウンセリングシートやカルテ、クエスチョンネアーといった名称のテンプレートを用意している。テンプレートでは、基本プレイをより細かく分類し、強度なども希望できるようになっている。鞭であれば、バラ鞭・乗馬鞭・一本鞭など、鞭の種類を選択し、その強度も弱・普通・強などを選択する。経験の有無も書き込むことがある。女性のコスチュームも希望することができる。NG プレイもここで申告するか、女性に直接伝えてもいい。自身に使うものであれば、道具を持ち込むこともたいていは許される。

以上のように、現在の SM クラブのシステムは性風俗として確立されている。プレイ内容は、基本プレイの組み合わせで決まり、客は好みのプレイを選択して組み合わせることで、手軽に好みのコースを組み立てることができる。詳細なロールプレイなどの場合は、別途脚本をメール等で伝えたりもする。女王様は伝えられた希望にあわせた道具をスーツケースに詰め、ホテルに出発する。

プレイにおける同意

SM クラブでは、客が金銭を支払ってプレイを希望するという点に、最大の同意を見る。次に、カウンセリングシートの内容に沿うことを二次的な同意と見るだろう。ただし、これらは欧米で公的に強調されるところの同意とは異なる。性の自由連合（NCSF）は、同意に関するベストな実践として、10 条の指針をウェブサイトで公開しているが（NCSF Best Practices for Consent to Kink）、これに含まれる指針のいくつかは、日本の SM クラブにおいて守られているとはいがたい。

例えば、同意は、毎回、口頭又は書面によって明示的に取らなければならず、前回のプレイで OK だったからといって毎回の同意を省略してはいけないことになっているし、身ぶりや手振りによる同意も認められない。そして、同意を取る際には、そのプレイに伴うリスクと、リスク回避措置について、いちいち説明をするべきだとされている。SM クラブでは、何度も行っているプレイや、前回好評だったプレイについては、次回も同意を取ることはしないことも多く、女性側が比較的安全だと認識しているソフトなプレイ、例えば手枷・足枷の使用やソフトなアナル責めなどについていちいちそのリスクを自発的に説明したりすることはない。説明時間はプレイ時間に含まれるため、客もたいていはそれを望まない。また、このようなソフトなプレイを希望する客について、「セーフワード」をいちいち取り決めることもそれほど行われていない。

また、NCSF は、プレイ中は冷静ではないので同意の交渉はるべきではないとも述べている。つまり、プレイは、最初に取り決めたプレイ内容から逸脱してはいけないということになろう。客の反応を見て、柔軟にプレイ内容を変化させることは、NCSF の公的見解に

おいては同意のない暴力に該当するのである。

(2) 真性女王様と苦痛の価値付け

SM クラブにおける完全奴隸プレイ

本稿で着目する完全奴隸プレイとは、客であるマゾヒストが、プレイに関する要望を一切放棄し、女王様と「真の」支配関係、「真の」SM 関係を構築しようとするプレイを指す。カウンセリングシートには何も記載せず、一切を女王様の意思に任せるため、プレイ内の個々の行為に関しては、同意や安全性がかなりあいまいなものとなる。しかし、女王様のプレイスタイルにもよるが、完全奴隸プレイを希望するマゾヒストは珍しくなく、比較的人気のプレイであるといえる。このようなマゾヒストは、苦痛そのものから快楽を引き出す狭義のマゾヒストではなく、欧米で言うところの Domination/ Submission（支配と服従）関係を求めている場合が多い。

完全奴隸プレイといつても、それは SM クラブという商業空間で、金銭を介して行われる以上、それはあくまでプレイにすぎず、眞の支配と服従関係が成立し得ないのでないか、という疑問は当然発生する。客であるマゾヒスト男性は、女王様よりも実は優位な立場にあり、女王様を自身の欲望のために使役する存在だという言説も根強い。

このような言説の背景には、金銭を介さない私的で個人的な関係上でなら、眞の主従関係が成立し得るという考え方がある。しかし、実際にはそうとばかりはいえない。なぜなら、女王様がマゾヒストと個人的に関係性を築くとすれば、それは女王様がマゾヒストに恋愛感情を抱いているか、少なくとも好感を持っているためである。このような場合、マゾヒストは奴隸であるといつても、女王様にとってそれなりに大切な存在であり、かけがえのない存在であることも十分にあり得る。その場合、女王様が眞にマゾヒストの希望を考慮せず、彼女自身の欲望のみに忠実に振舞えるかといえば、それは甚だ疑問である。忠実に振舞った結果、マゾヒストが去ってしまうことも十分にあり得るのだから、女王様の振る舞いが折衷的なものになる可能性は十分にあるのである。

むしろ、いくらでもマゾヒストがやってくる SM クラブのような場所のほうが、自由に欲望を試せるという面がある。一般的にマゾヒスト男性は、個人調教に大変な憧れを持っているが、女王様サイドからすれば、個人調教と SM クラブどちらが眞に自由に振舞えるのか、というと、ことはそう簡単には決まらない。また、SM クラブに来るマゾヒストは確かに客ではあるが、SM には人間 ATM プレイというジャンルもあり、奴隸が女王様に金銭を支払う行為自体は、マゾヒズムと必ずしも矛盾するわけではない。このように、商業ベースの SM においても、眞の主従関係というものは成立するし、それは当事者にも実は理解されている、だからこそ追求されている、と筆者は考えている。

真性女王様

真の支配関係を構築するためには、「真性」女王様が必要とされる。真性女王様とは、「真のサディスト」であるという意味である。真のサディストとは、異性愛であることを前提とすれば、男性を肉体的にも精神的にも「いじめたり」、「折檻したり」、「支配したり」することを心の底から楽しむ女性といった意になる。言い換えれば、男性に、支配を含む暴力をふるいたいと思っている女性ということにもなるだろう。一般社会では、場合によっては、精神疾患を抱えた女性とみなされることもあるだろうが、SM コミュニティにおいて真性女王様は、真性マゾヒストと同様に重んじられている。

ただし、SM において、マゾヒストが真性女王様を求めるることは、実はそれほど当たり前の事態ではない。ロールプレイの場合、マゾヒストが自ら脚本を用意することはしばしばあり、非常に詳細な設定のあるストーリーを細かな台詞に至るまで忠実に演じてほしいという要望があることも少なくない。このようなプレイの場合に求められるのは、真のサディストかどうかではなく、演技が上手な女性、あるいは設定されたロールのイメージに合う容姿を持つ女性、あるいはマゾヒストの欲望を察する能力にたけた女性であってもおかしくはない。また、鞭や肛門プレイ、緊縛など、女王様の技術によってプレイ内容が大きく変化するタイプのプレイを重視するマゾヒストの場合は、真性性よりも技術のほうが重要な検討材料になり得る。

さらには、真性女王様とのプレイは、マゾヒストの耐久度・許容度をはるかに上回る激しい支配や暴力を強制される危険性がある。このように、女王様の真性性は、事前に詳細な打ち合わせをしたり、技術が重要であったり、NG プレイについて細かく同意を取ったりするような SM プレイにおいては必ずしも必要ではなく、それどころか欠点ともなり得るものである。しかしながら、真性女王様に強力な需要があることは、SM クラブ側がしばしば、女王様の「真性性」をアピールすること、SNS や匿名掲示板等で、「真性女王様」や「真のサディスト」が誉め言葉として用いられていること、「真性奴隸プレイが可能な SM クラブ」のリストを作成し、自身のウェブサイトで公開しているマゾヒストもいることなどから明らかである。

苦痛の価値付け

マゾヒストが真性女王様を求める理由は、経験的に言えば、「真の奴隸状態」に対する憧れもさることながら、第一には、女王様が彼らに行う暴力的な行為を、女王様に心の底から楽しんでいてほしいと考えているからである。女王様が、心底行いたいと感じている行為を、彼女自身の快楽のために手加減なく行ってもらうこと、そうして彼女に楽しんでもらうことこそが、マゾヒスト自身の喜びであり、プレイに求めていることである、ということが多いからである⁴⁴。

すなわち、もし女王様が、「客」に要求されたことを単に行うのみであったとすれば、つ

まり単に仕事として、義務としてマゾヒストを拷問したとすれば、マゾヒストがその苦痛に耐える事には何の意味も価値もない。彼は何の役にも立っておらず、むしろ女性に義務を課している迷惑な存在となる。もちろんプレイ料金を支払っていることで、女王様に金銭的な奉仕をしているとも考えられるわけだが、それならばプレイをせずにコース料金のみを支払えばよいということにもなりかねない。「女王様が真性サディストであれば」、「彼女には痛めつける相手が必要である」とマゾヒストは考えることができ、女王様にとっての自身の価値に期待することができる。このようにマゾヒストに存在価値を与えること、彼らが耐える苦痛に意味や価値を与えるという点で、女王様が「真性」であることは極めて重要なのである。

女王様の快楽を介した苦痛の価値づけは、女王様がそのマゾヒストを心から軽蔑し嫌悪しており、そのネガティヴな感情に基づいて彼を罵倒し、苦痛・屈辱を与えたとしても、それが彼女自身の快楽である以上は起こると判断できる。むしろ一部のマゾヒストは、それを歓迎するかもしれない。悪意に満ちた暴力であれば、手加減したり、客として配慮されたりする「危険性」が少ないからである。ただマゾヒストは、一般的には、悪意に満ちた暴力よりは、「愛情のこもった暴力」を求める。いわゆる「愛の鞭」と呼ばれる、現状、単なる暴力とは区別されることの多いなにかである。

(3) 「愛の鞭」のつくられた

「愛の鞭」とは、SMプレイが単なる暴力ではなく、そこには愛や信頼があるのだと、SMを擁護する際にしばしば持ち出されるものである。ただしこれが恣意的なものであることは、その用法を考えてみればわかる。「愛の鞭」は一般社会でも、親と子、教師と生徒、上司と部下といった権力関係において、権力者側が行使する、愛情や思いやりがこもっているとされる駆け・叱責・指導・批判等に対して用いられる。これらは、それが被権力者に成長を促したと認められた場合には「愛の鞭」とされ肯定的に評価されるが、否定的に作用した場合には暴力となる。

まずはSMにおける「愛の鞭」について、論理的に検討してみたい。SMクラブの場合、まず女王様と客のマゾヒストは初対面でプレイをする。初めてのプレイの段階では、事前に女王様の情報を調べることのできるマゾヒスト側はともかく、女王様側に、マゾヒストに対して特別な信頼や愛情は一切ないと判断してよい。このとき女王様は、マゾヒストの名前とカウンセリングシートの内容しか把握していないからである。SMが愛情行為であり、女王様のふるう鞭は「愛の鞭」であるという、繰り返し語られる言説は、少なくとも初回のプレイにはあてはまらない。とりわけ、プレイ内で女王様が振るう鞭の最初の一撃は、「愛の鞭」であるはずがないのである。

真性女王様、という立場が期待された状態でプレイに臨む女王様は、これも経験的な語りになるが、基本的にはマゾヒストの耐性が実際にはどの程度なのかを見極めながら、プレイを進める。マゾヒストの限界を見極めつつ、そして、その限界をやや超える地点を狙ってプ

レイする⁴⁵。なぜなら、限界を超えない程度の行為に耐えるのは奴隸として当然のことであり、「ご褒美」に値する奉仕とは見なせないからである。つまり、仮に事前に同意をとったとしても、それを超える地点に至ろうとするのである。

そして、マゾヒストが想定より多くの鞭に耐えることができたとか、女王様が愉快になる良い反応を示したとか、要はマゾヒストの献身と態度から、行為が終わったのちに、女王様は初めてそのマゾヒストに対して肯定的な感情、愛に至る可能性のある感情を発生させる。このように、愛や信頼というものは、必ず暴力的な行為の後に発生し、その後遡及的にただの鞭打ちが「愛の鞭」に変換されるのである。だとするならば、このSMクラブで行われる初めてのプレイにおいて、女王様がふるう暴力というのは、双方にとってやはり単なる暴力でしかないのでないだろうか。

しかも、真性女王様と真性奴隸プレイをしたいと願うタイプのマゾヒストは、自分の好きなプレイを主張したりはしない。事前に希望を打ち合わせて同意を形成するというプロセスを完全に放棄する。このような状態では、しばしば女王様もやりすぎたり、実はマゾヒストが苦手なプレイをたくさんしてしまったりして、プレイがうまくいかなかつたりすることがある。しかし、そもそも初対面でのプレイであるならば、当然マゾヒストはそれを折り込み済みだと考えるべきである⁴⁶。

ただし、女王様の暴力が理不尽であるか、受容が困難であればあるほど、マゾヒストの気持ちは昂ることもある。苦痛や困難が大きければ大きいほど、その後の愛が大きくなると考えているからである。つまり、彼らはまずは単なる暴力・苦痛を求めていて、それを受けきったことの等価の代償として、女王様に愛を要求していくのだと言えるだろう。

一般社会では、誰かのために何かを耐えたとして、その後に必ず見返りがあるとは限らない。しかし、SMプレイ、とりわけSMクラブのプレイにおいては、ほとんどの場合、苦痛の代償としての愛を獲得することができる。真性女王様とのプレイにおいては、女王様がマゾヒストに行なう「お仕置き」に取り立てて制限はなくとも、その後、彼に「ご褒美」を与える、というプロセスそのものは省略しにくいことが多いからである。確実に、苦痛の代償としての愛を獲得できるのである。

さて、マゾヒストは苦痛に耐えることで、愛を獲得しようとする。だとするならば、たとえ何度もプレイをし、女王様との関係が深まっても、やはり女王様からの鞭は、まずは「愛の鞭」ではないといえるのではないだろうか。鞭打ちがすべて愛情なのだとしたら、それは「ご褒美」であり、耐えるべき暴力とは言えない。そうなれば、マゾヒストが代償としてさげる苦痛が失われてしまう。苦痛を経由しなければ、女王様からの愛は獲得できない。だとするならば、マゾヒストは、「愛の鞭」を求めてはいても、実際は常に、単なる暴力を、悪しきものと区別のつかない暴力こそを求めていることになるのではないだろうか。

おわりに

SM クラブで行われる完全奴隸プレイは、米国の基準に照らせば、安全性や同意についての手続きが十分ではないまま行われる。リスキーな状態で行われる完全奴隸プレイは、まずは真のサディストからの単なる暴力・支配から始まり、この暴力を経由することで愛を獲得、もしくは与える行為であると評価できる。言い換えれば、マゾヒストは、暴力を振るう相手に、暴力を受け入れることを通じて、自分を愛させるという、現代社会では、極めて病的とされる行いをしていることになるかもしれない。

しかし、日本の SM クラブで起きていることは、そのような暗い、病的なものとは筆者には思われない。論理的に考えれば、必ず愛する人から愛を与えられる方法でもあるため、マゾヒストは利益を得ていると考えることもできる。このようなしたたかなマゾヒストの存在は、SM/BDSM を、同意や安全性を基準に、暴力か遊戯か、病的か正気かの二者択一で切り分けることの困難さを提示している。

本稿で扱ったマゾヒストは、このように、暴力からメリットを得る構造を論理的に解説することがある程度できる存在である。しかし、当然ながら、論理的に正当化の糸口を見つけることが現段階ではできない破滅的な欲望が、SM/BDSM の実践には存在している。筆者は、SM/BDSM に対する理解を、病的・犯罪的だと言われていた時代に戻したいわけでは決してない。むしろ SM/BDSM が肯定的に言及されるようになった現在だからこそ、やつと、暴力そのものを欲望するようなこのような人々について、精神疾患という目線以外から考えることができるのではないかと考えている。SM/BDSM と暴力の関係を、防御のために作りこまれた同意や安全性の神話を超えて、かつ肯定的に検討することが必要である。

¹ SM 論争については（カリフィア 1998）（日合 2005）を参照されたい。

² 本稿では、地の文において現代日本の愛好者の実践を指す場合は SM を、米国の実践を指す場合は、90 年代以降には BDSM を、それ以前には SM を用い、日米の実践を総称する場合は SM/BDSM と表記する。

³ ハウザーによれば、クラフト=エビングは、彼のインフォーマントであったベルリン在住の男性からの手紙に示唆を受け、マゾヒズム概念を作り上げたという (Hauser 1992: 238)。その男性は、ザッヘル・マゾッホとジャン=ジャック・ルソーの著作から慰めを得ていたという。

⁴ 『性的精神病質』の初版は 1886 年に刊行されたが、この段階ではまだサディズム・マゾヒズム、そしてフェティシズムも含まれてはいなかった。なお、ハウザーは、サディズム、マゾヒズムの語は『性的精神病質分野における新研究』で初めて用いられた後、1892 年の『性的精神病質』第 7 版に組み込まれるまで他の書籍には見出せないと述べているが (Hauser 1992: 192)、斎藤光は (Hauser 1994) に基づき、サディズムとマゾヒズムは 1891 年の第 6 版で用いられるようになり、翌年の第 7 版で本格的に組み込まれたと述べている (斎藤 1999)。筆者が参照したのは遺憾ながら (Hauser 1992) のみであり、『性的精神病質』第 6 版も未入手であるため、どちらが正しいのか確定することができない。

⁵ 『性的精神病質』の日本への移入状況は、斎藤光の研究に詳しい (斎藤 1994; 1999; 2006)。すなわち、1891 年 4 月 5 日発行の『裁判医学雑誌』から、波隣居士（三島通良）によって

原著第4版の邦訳の連載が始まる。本連載には中断もあり、訳者が波隴居士から土筆子に代わったりするが、1895年3月5日の『法医学会雑誌』（『裁判医学会雑誌』が改名した継続誌）まで掲載される。1894年5月15日、本連載をほほそのまま単行本化した『色情狂篇』が春陽堂から出版される。ただし本書にはまだサディズムとマゾヒズムは登場せず、両概念の正式な移入は1913年、おそらく第14版（1912年）を原著とする邦訳『変態性欲心理』（大日本文明協会）の刊行によってである。なお、（Hauser 1992）によれば第14版は、クラフト＝エビングの死後発行された版であり、彼自身が手を加えた最後の版である第12版（1903年）からは23頁増えている。『性的精神病質』は、版を重ねるごとに増頁しており、『色情狂篇』の原著第4版が総頁数226頁であったのに対し、第14版は460頁である。

日本では、このヨーロッパ精神医学の移入期に通俗性欲学ブームが起り、「変態」や「変態性欲（性的倒錯の意）」などの用語が流行、サディズム・マゾヒズムの語も人口に膾炙する。世間を騒がす猟奇殺人犯や歴史上の虐殺事件などが、サディズムを以て説明されるようになる。ただし、『裁判医学会雑誌』掲載の精神鑑定事例などを見る限り、サディズムとマゾヒズムが臨床で積極的に用いられている様子は見られない。

⁶ 訳語は（エビング 1913）に拠った。本書にみえる具体例は、例えば以下のようなもの。
①表象的サディズム：「一人の男有り。月に一回、一定の日に情婦の家に赴き、女の額に懸れる髪を切るを例とせり。（中略）其他に女に対して何等の要求をなせることなし」（120頁）。
②表象的マゾヒズム：「四十五歳の男子。三ヶ月毎に或妓楼に赴き、娼婦に十フランを払い、次の如く命ず。即ち娼婦は男を裸にし、手足を縛り、眼を覆い、窓を鎖ざし、然る後に長椅子の上に坐せしめ、其まま放置す。三十分後、娼婦が出て来て、縛を解く。」（151頁）。

⁷ 性的サディズムに関しては、DSMにおける具体的な診断基準の変遷にふれつつ、先行研究を網羅的にレビューした（Krueger 2009）がある。

⁸ 1970年代以前の米国のサドマゾヒズム/SMの歴史を検討したものに、（Bienvenu 1998）、（Rubin 1994）があるが、筆者はこれら入手できていない。

⁹ TESは、雑誌『スクリュー』にパッド・ボンドが掲載した広告をみて集まった10人ほどのメンバーで結成されたが、翌年には50名ほどに増加、彼らのほとんどが20～30代であったという（Stein 2021）。現在の公式サイトによれば、本会は、すべての成人の性の解放、とりわけ合意の上でのBDSMを楽しむ人々の解放のための非営利団体。BDSM愛好者同士の自由な意見交換、教育、相互支援をサポートすることを目的とする。現在はBDSMだけでなく、ポリアモリー、異性装など、広くキンクに門戸を開いているという（TES About TES）。

¹⁰ シンシア・スレーターとラリー・オルセンによって設立。（Stein 2021）によれば、スレーターは商業SMに従事する女性（ドミナトリクス）であり、TESの創始者、パット・ボンドの助言を得てヤヌス協会を組織した。現在の公式サイトによれば、本会は、「キンク、フェティッシュ、BDSM的なライフスタイルに興味のある人々のための支援・教育機関」。本協会は「すべてのBDSM行為は、安全に、同意のもと、そして非搾取的にあることができるし、そうすべきである」と明言している（Society of Janus About）。

¹¹ ただし（Lin 2016）は、1950年代から活動を開始した人物にインタビューしており、彼を最も早いアクティヴィストのグループを組織した人物だと説明している。この人物は匿名化されているため、TESの創設メンバーであるのか、別の組織が存在したのか不明である。

¹² 本組織は、1984年まで、70名ほどのアクティヴ会員で構成されていたが、続く3年間で350名まで増加し、世界最大の男性のBDSM組織となったという（Stein 2021）。GMSMAのほか、1971年8月にシカゴで誕生した男性用のグループ、「シカゴヘルファイヤークラブ」（CHC: the Chicago Hellfire Club）があり、年に1度、インフェルノという大規模イベントを現在でも開催し続けている。

¹³ DSM-5 出版以後、親権を喪失する事例は相談件数の 80%から 10%に激減し、年間 600 件程度あった差別に関する相談も、200 件程度に激減したという (Gerson 2015)。

¹⁴ (Lin 2016) によれば、愛好者組織の役員は、最初は非公式に、その後は正式に DSM 改訂プロジェクト内のパラフィリアの検討グループに招かれ、意見陳述を行ったという。

¹⁵ シュタインは slave を自称するマゾヒストであり、自身の氏名をすべて小文字で表記することでアイデンティティの表明としていた。そのため本稿でもシュタインの氏名はすべて小文字で表記している。

¹⁶ これらの用語は、日本の SM 文化の国際化に伴い、日本においてもプロの S 女性に急速に普及し始めている。日本における使用には、サディストの語を避けるためというよりも、性風俗産業との結びつきが強い「女王様」という呼称を避けたいという思惑や、(Wilson 2005) がドイツのプロ女性の自称を検討して指摘するような、外国語の利用によるイメージアップ戦略があると考えられる。

¹⁷ それぞれの言葉の微妙なニュアンスの相違については、日英通訳者の内藤暁氏から教示を賜った。記して謝意を表したい。

¹⁸ 唯一の例外として 2013 年に発足した「社団法人日本 SM 協会」がある。本協会は、有名な女王様を理事に据え発足したものの、高額なライセンス認定料を設定するなど、営利目的と疑われる活動が多く、当事者のためのまともな団体とはいがたかった。そのため愛好家に受け入れられることなく翌年にはホームページ上の活動も停止、その後消滅した。なお、彼らの活動目的は、「日本における健全な SM の発展」、「SM の普及と愛好家の技術向上」であり、脱病理化は掲げられていない。

¹⁹ 後発の愛好者雑誌『裏窓』（1956 年創刊）の部数は数万部程度と見積もられているため（飯田 3013:83）、あり得ない数字ではない。

²⁰ 『ビザール』の発行部数は (Stein 2021) に依拠している。

²¹ 当時の雑誌編集の投稿原稿のつねとして、掲載された原稿には編集部の人間のなりすまし原稿が含まれる。

²² 1956 年創刊の『裏窓』は『奇譚クラブ』を踏襲し読者通信欄を設けていた。また、男性同性愛に限定すれば、1952 年 9 月に会員制同人誌『アドニス』が『人間探求』から派生する形で創刊され、同様の読者通信欄を設けた雑誌として『風俗科学』が 1953 年 8 月に創刊されている（石田・村上 2006）。

²³ 前出の雑誌『ビザール』もまた読者通信欄を設けており、多くの投稿が掲載されている (Willie & Kroll 1995ab)。しかし、『ビザール』は不定期刊行で、『奇譚クラブ』のような月刊誌ではなく、コミュニティ形成への貢献は限定的だったと思われる。シュタインは、これらの通信欄を通じて読者同士が実際に交流した形跡があるが、そこから正式な組織は生まれなかったと述べている (Stein 2021:16)。

²⁴ ただし、とりわけ女性のプレイ相手を見つけることは当時至難であったという。1980 年代に SM 雑誌の編集者として活躍したサディスト男性は、1960 年代前半のこととして、「マゾっ気」がありそうな女性がいると聞けば、全国どこへでも出かけていき、何ヵ月もバーに通い口説き（プレイ相手として彼らが注目していたのはバーや性風俗店に勤める女性であった）、それでもプレイ相手になってもらうことができない、ということがざらであった、と筆者に語ってくれた。

²⁵ 森下は、SM プレイをしたい会員同士を引き合わせることも行っていたようであり、これがもとで警察とトラブルになり、いくつかの報道がなされた。そのため実在が確認できる。

²⁶ 『奇譚クラブ』1954年11月号、165頁）。その他、1957年に発足したとされるサークルに「GR クラブ」があるが、同時代資料は乏しい。

²⁷ ただし、すべての愛好者が吾妻の主張に同意したわけではなく、民主的で近代的な関係性を否定し、同意のない行為や不平等な関係性を肯定する「病的な」マゾヒストに留まることを宣言する書き手もいた。この意見衝突を検討した別稿は、本年度内に刊行予定である（「狂気、あるいはマゾヒストの愛について—1950年代『奇譚クラブ』誌上の「女性のマゾヒズム」論の分析から」、大谷いづみ・中倉智徳・小西真理子編『(仮) 生命、病、狂気の倫理—小泉義之先生退職記念論集』に収録予定）。

²⁸ 類似の言説は、米国においては SSC の定着後、SSC 的な SM を「真のSM」と位置づける言説として表舞台に登場する。

²⁹ 本理解は筆者の現段階の調査結果に基づくが、当該期の資料は膨大であり、網羅的に検討できたとは言えない。今後の調査の進展によって修正される可能性がある。

³⁰ 現代では、米国においても BDSM を「大学院のセックス（Graduate School Sex）」と呼ぶことがあるという（Weiss 2011: Kindle Location 238）。

³¹ これは、あくまで米国と比較した場合であって、日本のSM愛好者が、まったく苦しむことなく安穏と生活しているという意味ではない。日本でも多くの人々が、SMとのかかわりを絶対に人に知られたくないと考えているし、知られたことで激しい差別にさらされた経験を持つ者も少なくない。

³² 公然わいせつ罪とは、刑法174条に規定されている罪であり、健全な性秩序ないし性的風俗を保護法益とするものである。1908年、刑法が施行された際に「公然猥褻ノ行為ヲ為シタル者ハ科料ニ処ス」と定められた。その後は罰金額が具体的に定められ、1995年年に現代文調に改められたが、基本的に同文のまま現行法として存在している。

³³ この点については、前掲注27にて挙げた拙稿にて論じた。

³⁴もちろん、当時の雑誌の読者投稿欄は、性的嗜好の一致する相手を求める文があふれているが、多くの場合は実を結ばなかった。

³⁵ 片方がBDSM愛好者ではないカップル、とりわけ夫婦について検討した研究は、管見の限り（Meyer & Chen 2019）のみである。その他の研究をご存知の方がいればご教示願いたい。

³⁶ SSCにはコミュニティからも批判があり、近年ではSSCに代わるスローガンがいくつも提案されている。SSCに次いで普及しているはRACK（Risk Aware Consensual Kink）＝「リスクを認識した上での同意のキック」であり、その他にもPRICK, 4Csなどがある。

³⁷ 日本の状況自体を問題視し、米国のように同意や安全性の論点が深められ、徹底されるべきだという見解はあり得るだろうが、筆者はこの立場を取らない。

³⁸ 商業BDSMは、従来BDSM研究においても、セックスワーク論の枠組みでも十分に議論の対象となってこなかったと（Lindemann 2012）は述べているが、その状況は日本でも同様である。性風俗店の業態の一種としてSMクラブに言及があることは多いものの、踏み込んだ議論は十分になされていない。しかし、SMクラブは、プライベートのSMコミュニティを衰退させるほどの吸引力を持っており、「貧困当のやむにやまれぬ事情で仕方なく働くのではなく、SMが好きだからあえて働いている」と女性側が語ることの多い業態である。これを裏付けるものとして、1985年～1996年ごろの東京の老舗SMクラブでは、見習い期間中、店の取り分と女性の取り分が9:1であったとの証言がある（立花蘭、良美、松沢 2011）。客の払う料金が1時間2万円だったとすれば、女性が手にできるのは2千円

ということになる。性風俗店の一般的な女性の取り分は4~6割であり、1割は異常な数字である。そのため、単に稼ぎたいという動機で継続して働くことは困難であり、SMプレイ自体に価値を見出す女性しか残らなかつたという。インタビューを受けた女性は、働く必要がない裕福層の出身であったため、継続して勤務することが可能であったと述べている。このような事実は、貧困や性的搾取と結びつけられがちなセックスワーカーのあり方の一例として検討に値すると思われる。

³⁹ 膨ペニス性交を行なわないタイプの性風俗店で、ヘルスやピンクサロンがこれに該当する。性風俗業界では膨ペニス性交のことを「本番」と呼ぶためにこのように呼称される。本番系性風俗としてはソープランドが挙げられる。

⁴⁰ かつては店舗型性風俗特殊営業として、プレイ用の部屋を設けているSMクラブがあつたが、2005年の風営法改正によって規制され、現在はほぼ消滅した。

⁴¹ SMクラブの料金は1960年代から変化がないという言説がコミュニティ内にはあるが、十分に確認できていない。1990年代前半には同様の金額が確認できるが、それ以前の相場については今後の課題としたい。

⁴² 「M性感」店に勤務する女性のエスノグラフィに（熊田2017）がある。

⁴³ NG項目は、客側だけでなく女王様やM嬢にも設定されており、客は、自身がサディスト役のプレイの場合でも、NG項目のプレイを女性に強制することはできない。

⁴⁴ 本理解に関しては、複数の女王様に確認を取った。

⁴⁵ ここでは、最も多いであろう女王様の振る舞いを想定して「やや超える」としているが、もちろん「はるかに超える」地点に至ろうとする女王様もいる。

⁴⁶ このような「織り込み済み」の姿勢を欧米圏では「同意の上の不同意」として、同意の形態の中に位置づけようとしているが、本議論には未解決の課題が多くあり、BDSM擁護論として成功しているとはいひ難い。

References

- 飯田豊一『「奇譚クラブ」から「裏窓」へ』(論創社、2013)
- 石田仁・村上隆則「戦後日本の雑誌メディアにおける「男を愛する男」と「女性化した男」の表象史」(矢島正見編『戦後日本女装・同性愛研究』中央大学出版部、2006)
- エビング著、黒沢良臣訳『変態性欲心理』(大日本文明協会、1913)
- 熊田陽子『性風俗世界を生きる「おんなのこ」のエスノグラフィ—SM・関係性・「自己」がつむぐもの』(明石書店、2017)
- 河原梓水「村上信彦の『奇譚クラブ』における匿名テクストを解読する—戦後の民主的平等論者の分身について」(『立命館文学』647、2016)
- 「病から遊戯へ 吾妻新の新しいサディズム論」(井上章一・三橋順子編『性欲の研究 東京のエロ地理編』平凡社、2015)
- 斎藤光「クラフト=エビングの『性的精神病質』とその内容の移入初期史」(『京都精華大学紀要』10、1994)
- 「Psychopathia Sexualis の初邦訳について—邦訳の原典は原著第何版か?」(『京都精華大学紀要』17、1999)

-
- 「解説」『近代日本のセクシュアリティ 2 R.V.クラフト＝エビング 黒沢良臣・訳『変態性欲心理』』(ゆまに書房、2006)
- 坂井はまな「海外 BDSM 界における<日本>イメージ—快楽の活用とジェンダー」(川村邦光編『セクシュアリティの表象と身体』臨川書店、2009)
- 仙田弘『総天然色の夢』(本の雑誌社、2000)
- 立花蘭、良美、松沢呉一「ミストレスの肖像 第42回」『スナイパーEVE』ワイレア出版、2011年
- 瀧木痴夢男『「奇譚クラブ」の絵師たち』(河出書房新社、2004)
- 日合あかね「「女性のマゾヒズム」再考—アメリカにおける SM 論争を中心に」(『女性学年報』26、2005)
- 前川直哉『<男性同性愛>の社会史—アイデンティティの受容/クローゼットの解放』(作品社、2017)
- Bienvenu, R. (1998). *The Development of Sadomasochism as a Cultural Style in the Twentieth Century United States*. Unpublished doctoral dissertation, Indiana: Indiana University.
- Califia, P. (1994) *Public Sex: The Culture of Radical Sex*. California: Cleis Press. (=東玲子訳『パブリック・セックス—挑発するラディカルな性』青土社、1998)
- Downing, L. (2004) On the Limits of Sexual Ethics: The Phenomenology of Autassassinophilia, *Sexuality and Culture*, 8 (1), 3-17.
- (2007) Beyond Safety: Erotic Asphyxiation and the Limits of SM Discourse. Langdridge, D. Richards, C. Barker, John, M. Eds. (2007) *Safe, Sane and Consensual: Contemporary Perspectives on Sadomasochism*. New York: Palgrave Macmillan.
- Hauser, R. I. (1992) Sexuality, Neurasthenia and the Law: Richard von Krafft-Ebing (1840-1902). Ph. D. diss. University of London.
- (1994) Krafft-Ebbing's Psychological Understanding of Sexual Behaviour, Porter, R, M, Teich, Eds. 1994. *Sexual Knowledge, Sexual Science: The History of Attitudes to Sexuality*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Krueger, R. (2009) The DSM Diagnostic Criteria for Sexual Sadism. *Archives of Sexual Behavior*, Dec 2009.
- Kutchins, H. Kirk, S. (1997) *Making Us Crazy. DSM: The Psychiatric Bible and the Creation of Mental Disorders*. New York/ London: Free Press. (=高木俊介、塚本千秋訳『精神疾患はつくられる—DSM 診断の罠』日本評論社、2002)
- Gerson, M. N. (2015) BDSM Versus the DSM: A History of the Fight that Got Kink De-Classified as Mental Illness. *The Atlantic*. Retrieved from <https://www.theatlantic.com/health/archive/2015/01/BDSM-versus-the->

[DSM/384138/](#) (2021-02-15 参照)

- Lin, K. (2016) The Medicalization and Demedicalization of Kink: Shifting Contexts of Sexual Politics. *Sexualities*, 20 (3), 302–323.
- Lindemann, D. J. (2012) *Dominatrix: Gender, Eroticism, and Control in the Dungeon*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Meyer, C. G. & Chen, H. (2019) Vanilla and Kink: Power and Communication in Marriages with a BDSM-Identifying Partner. *Sexuality & Culture*, 23, 774-792.
- NCSF. (2008) The Second National Survey of Violence & Discrimination Against Sexual Minorities, <https://ncsfreedom.org/wp-content/uploads/2019/12/Violence-Discrimination-Against-Sexual-Minorities-Survey.pdf>, <https://ncsfreedom.org/>. (2021-03-02 参照)
- . Best Practices for Consent to Kink. <https://ncsfreedom.org/wp-content/uploads/2021/01/Best-Practices-for-Consent-to-Kink.pdf>, <https://ncsfreedom.org/>. (2021-03-02 参照)
- Rubin, G. (1994) *The Valley of Kings: Leathermen in San Francisco*. Unpublished doctoral dissertation, Michigan: University of Michigan.
- Society of Janus. About. <https://soj.org/about/>. The Society of Janus, (2021-02-27 参照)
- Stein, d. (2000) Safe Sane Consensual. <http://www.leatherleadership.org/library/safesanestein.htm> (2021/02/15 参照)
- Stein, S. K. (2021) *Sadomasochism and the BDSM Community in the United States: Kinky People Unite*. Routledge; 1st edition.
- TES. About TES. <http://www.tes.org/whats-tes/about-tes/>. TES, (2021-02-27 参照)
- Weiss, M. (2011) *Techniques of Pleasure: BDSM and the Circuits of Sexuality*. Durham, NC: Duke University Press.
- Willie, J. & Kroll, E. (1995a). *The Complete Reprint of John Willie's Bizarre, Vols 1-13*. Koln: Taschen.
- (1995b). *The Complete Reprint of John Willie's Bizarre, Vols 14-26*. Koln: Taschen.
- Wilson, A. (2005). German dominatrices' choices of working names as reflections of self-constructed social identity. *Sexuality and Culture*, 9(2), 31–41.
- Wright, S. (2014) Kinky Parents and Child Custody: The Effect of the DSM-5 Differentiation Between the Paraphilias and Paraphilic Disorders. *Archives of Sexual Behavior* 43 (7): 1257-1258.

【付記】本研究はJSPS科研費17K18242の助成を受けたものである。